

運動の重点

1 子供を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルールの遵守

- 信号、標識には必ず従い、信号機や横断歩道のあるところを横断しましょう。
- 道路への飛び出しや車両の直前直後の横断はやめましょう。

(2) 歩行者の安全確保

- 幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行いましょ。
- 高齢者は自らの身体機能の変化を自覚しましょう。
- 暗い時間帯に外出する時は、反射材・小型ライト等を活用しましょう。



2 高齢運転者等の安全運転の励行

(1) 運転者の交通ルールの遵守

- 横断歩道手前での減速、横断歩道での歩行者の優先を守りましょ。
- 運転中にスマートフォン等を使用することは危険です。絶対に使用しないようにしましょう。

(2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを着用ましょ。
- 6歳未満の子供は、チャイルドシートを着用させましょ。

(3) 高齢運転者の交通事故防止

- 自身の身体機能の変化を自覚して安全な運転を実践ましょ。
- 運転に不安を感じている場合には交通安全相談窓口にご相談し、運転免許の自主返納も検討ましょ。

(4) 危険運転の防止

- 歩行者や他の車への思いやりをもった運転を心がけ、あおり運転などの危険な行為は絶対にやめましょ。



3 自転車の安全利用の推進

(1) 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

- 自転車安全利用五則を守り、通行ルールに従いましょ。
- 傘、イヤホン、スマートフォン等を使用しながらの運転は危険です。絶対にやめましょ。

(2) 自転車の安全利用のために

- 幼児・児童のヘルメット着用を徹底ましょ。
- 高齢者、中学・高校生もヘルメットを着用ましょ。
- 幼児を幼児用座席に乗せるときはシートベルトを着用させましょ。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

4 飲酒運転の根絶（奈良県重点）

(1) 運転者の方は

- 「飲酒運転は絶対にしない」「飲酒運転をさせない」「飲酒運転の車に同乗しない」を徹底ましょ。自転車の飲酒運転も違反です。

(2) 家庭・学校・地域・職場等では

- 飲酒運転の悪質性や危険性、責任の重大さ等を話し合い、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進ましょ。
- 飲食店は運転者への酒類提供禁止を徹底ましょ。
- ハンドルキーパー運動を促進ましょ。



毎月1日は「飲酒運転根絶の推進強化デー」です

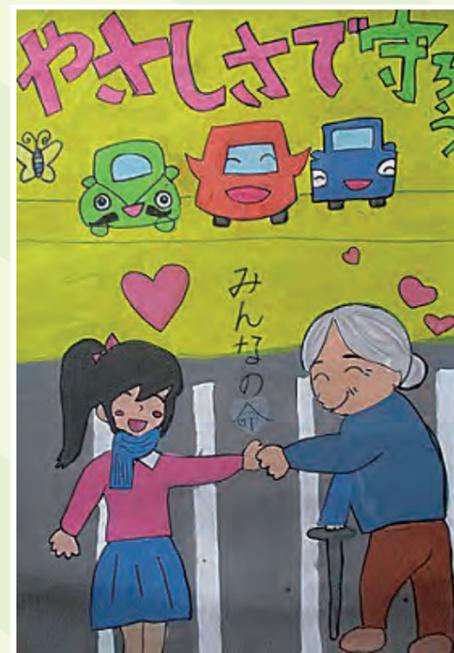
春の交通安全県民運動 奈良県実施要綱

運動期間

令和2年4月6日(月)～4月15日(水)

県内統一デー

- 4月6日(月) 子供を始めとする歩行者の安全の確保推進デー
- 4月7日(火) 飲酒運転の根絶推進デー
- 4月9日(木) 高齢運転者等の安全運転の励行デー
- 4月10日(金) 交通事故死ゼロを目指す日（全国一斉）
- 4月14日(火) 自転車の安全利用の推進デー



小学生の部 金賞
御所市立大正小学校6年(当時)
秋山 ふあんさんの作品



中学生の部 金賞
大淀町立大淀中学校3年(当時)
竹中 優菜さんの作品

主唱 奈良県・奈良県交通対策協議会

知事からのメッセージ

奈良県知事の荒井正吾です。

4月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されます。自転車に乗る時は、安全で適正な利用に努めてください。交通事故を無くすため、歩行者は信号に従って横断歩道を渡り、自動車のドライバーは、横断する人を見つけたら横断者優先を心掛け、必ず停まりましょう。

また、本県の交通事故死亡者数の64%を65歳以上の高齢者が占めており、高齢ドライバーが関与する事故への防止対策は、県の重要課題の1つです。セーフティ・サポートカーSの利用なども検討してください。運転に自信がなくなったり、家族から運転が心配と言われた方は、一度最寄りの警察署に相談してみしましょう。的確なアドバイスがもらえると思います。

県民こぞって大和の交通マナーを高めましょう。



奈良県知事

荒井正吾

セーフティ・サポートカーS (サポカーS)

「セーフティ・サポートカーS (サポカーS)」とは自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。このような先進安全技術は交通事故防止・事故被害軽減に役立ちます。是非ご利用をご検討ください。

衝突被害軽減ブレーキ	ペダル踏み間違い時加速抑制装置	車線逸脱警報	先進ライト
ぶつからない技術	飛び出さない技術	はみ出さない技術	ヘッドライト自動切り替え技術
危険を予測し衝突を回避、または被害を軽減。	駐車スペースから出る時などの、誤操作による急発進を防ぐ。	車線を検知して、はみ出しを警報。	ヘッドライトを自動で切り替え夜間の歩行者などの早期発見に貢献。

運転中のスマホ等利用に対する罰則強化 (令和元年12月1日の道交法改正)

走行中に携帯電話等を使用したり、画面を注視したりすることにより、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になると重大な事故にもつながり大変危険です。運転しながらのスマートフォン等の注視・通話やカーナビゲーション装置等の注視は、絶対にやめましょう。

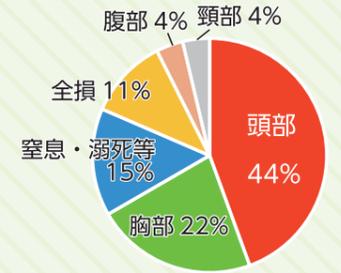
携帯電話の使用等(保持)	運転中のスマホ使用	携帯電話の使用等(交通の危険)	さらに事故を起こした
<ul style="list-style-type: none"> ● 罰 則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ● 反則金 大型車2万5千円 普通車1万8千円 二輪車1万5千円 原付車1万2千円 ● 点 数 3点 		<ul style="list-style-type: none"> ● 罰 則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 ● 反則金 反則金制度の対象外となり、すべて罰則の対象に ● 点 数 6点(免許停止) 	

奈良県自転車条例

○奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されました。4月1日より「自転車損害賠償責任保険等」への加入が義務に、高齢者は自転車乗用時のヘルメット着用が努力義務となっています。

乗車用ヘルメットの着用

- 65歳以上の高齢者は自転車利用時にヘルメット着用を努めなければなりません。
- 自転車事故により亡くなる方の多くは頭部損傷が原因となっています。事故被害の軽減にはヘルメットが有効です。



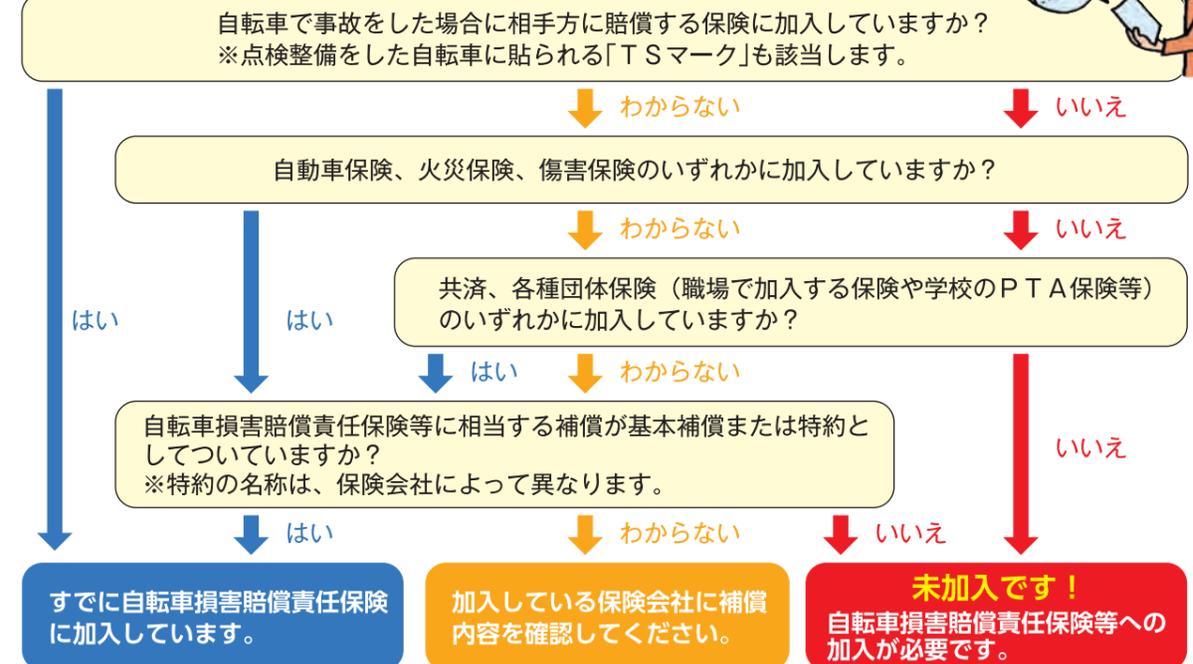
奈良県の自転車乗用中死者の損傷部位比較 (平成26年~平成30年)

自転車保険への加入

- 自転車の所有者等は事故被害者救済のため「自転車損害賠償責任保険等」に加入しなければなりません。

現在契約中の保険の内容も
しっかり確認しましょう!

自転車保険加入確認チェックシート



奈良県自転車条例総合窓口 ☎0742-27-7013 (平日9:00~17:00)

自転車条例ホームページ

<http://www.pref.nara.jp/53824.htm>

奈良県 自転車条例

検索



奈良県交通事故相談所

交通事故に遭われた方のために、交通事故相談員が皆さまの相談に応じます。

無料、プライバシー厳守、被害者・加害者不問。

場 所 奈良県安全・安心まちづくり推進課内
(☎: 0742-27-8731)

相談日 月・火・木・金曜日(祝日・年末年始除く)
8:30~16:45

※定期巡回相談(県内4市町)も実施しています。

啓発用ビデオ・DVDの貸出

正しい交通ルールとマナーを身につけていただくため、交通安全啓発用ビデオ・DVDを無料で貸し出しています。

詳細は、奈良県安全・安心まちづくり推進課まで。
(☎: 0742-27-8730)

